

2009年5月19日

防衛省

新嘉手納基地爆音訴訟原告団
会長 仲村 清 勇

要 請 書

航空機騒音のない、静かな環境の下で暮らしたい私達の切実な願いの下で、新嘉手納爆音訴訟裁判の提訴から10年を経過し、平成21年2月27日、那覇高裁での判決が言い渡されました。その判決に鑑み、下記事項の要請を致したく、ご案内申し上げます。

記

1. 日 時 平成21年6月1日
2. 要請参加人員 13名程度
3. 要請事項
 - (1) 騒音防止協定を遵守せよ。
 - * 嘉手納基地に於いては、頻繁に深夜（夜10時～翌朝6時）の飛行が行われている。
 - (2) 市街地上空での飛行訓練を禁止せよ。
 - * タッチアンドゴー訓練等で市街地上空での飛行が頻繁に行われている。
 - (3) 外来機の嘉手納基地での自由使用を抑制せよ。
 - * 外来機が嘉手納基地での訓練等で自由に飛来して訓練している。
 - (4) コンター見直し作業について住民の意思の反映された見直し作業をし、その進捗状況の説明を求める。
 - * 防衛省沖繩局に要望してあるが、具体的説明がない。
 - (5) 今年の7月アメリカ独立記念日に、嘉手納基地での曲芸飛行の反対要請行動について
 - * 去年の独立記念日に嘉手納基地司令官は、今年嘉手納基地での曲芸飛行を示唆している。
 - (6) 嘉手納ラブコンの早期返還について
 - * 4年前に返還予定であるが、今もって米軍が統括している。
 - (7) 判決の内容について

2009年5月19日

外務省

新嘉手納基地爆音訴訟原告団
会長 仲村 清 勇

要 請 書

航空機騒音のない、静かな環境の下で暮らしたい私達の切実な願いの下で、新嘉手納爆音訴訟裁判の提訴から10年を経過し、平成21年2月27日、那覇高裁での判決が言い渡されました。その判決に鑑み、下記事項の要請を致したく、ご案内申し上げます。

記

1. 日 時 平成21年6月1日
2. 要請参加人員 13名程度
3. 要請事項
 - (1) 騒音防止協定を遵守せよ。
 - * 嘉手納基地に於いては、頻繁に深夜（夜10時～翌朝6時）の飛行が行われている。
 - (2) 市街地上空での飛行訓練を禁止せよ。
 - * タッチアンドゴー訓練等で市街地上空での飛行が頻繁に行われている。
 - (3) 外来機の嘉手納基地での自由使用を抑制せよ。
 - * 外来機が嘉手納基地での訓練等で自由に飛来して訓練している。
 - (4) コンター見直し作業について住民の意思の反映された見直し作業をし、その進捗状況の説明を求める。
 - * 防衛省沖縄局に要望してあるが、具体的説明がない。
 - (5) 今年の7月アメリカ独立記念日に、嘉手納基地での曲芸飛行の反対要請行動について
 - * 去年の独立記念日に嘉手納基地司令官は、今年嘉手納基地での曲芸飛行を示唆している。
 - (6) 嘉手納ラプコンの早期返還について
 - * 4年前に返還予定であるが、今もって米軍が統括している。
 - (7) 判決の内容について

要 請 書

齋藤鉄夫環境大臣 殿

2009年6月1日

新嘉手納基地爆音訴訟原告団
副会長 又 吉 清 喜

2009年2月27日、福岡高裁那覇支部は、W値75以上の地域の爆音が違法状態であることを認め、国が損害賠償義務を負うことを認めた。この高裁判決は嘉手納基地周辺住民悲願であった差し止め請求については否定したが、「受忍限度を超える騒音が旧訴訟でも認定されながら、その後も根本的改善は図られてない」として「差し止め請求という司法的救済の道が閉ざされている以上、より一層強い意味で国には騒音状況の改善を図るべき政治的な義務を負っている」との判断を示し、国に騒音状況改善義務があることを明らかにした。

私達、嘉手納基地周辺住民は、戦後64年、復帰して36年、爆音で精神的、肉体的被害を被ってまいりました。それにもかかわらず最近ではタッチアンドゴー訓練、旋回飛行訓練、日夜とわず、特に深夜（夜10時～翌朝6時）の飛行で見られるように、世界で類がないこれ以上ひどい基地はないと言われるように、世界のあらゆる基地から飛来をし、いまや訓練センター的役割と世界の戦略基地としての機能を有しています。特に市街地上空での訓練、住民地域が95dB、90dBと、ものすごい爆音下で、肉体的被害が発生しております。このようにひどい嘉手納基地周辺の爆音被害を根本的解決を求め、いかなる措置を講じ、その義務を果たしていくか、具体的に明らかにしてもらいたい。